

論集 郡内研究

新倉掘抜の史的概観

星 野 芳 三

一 新倉掘抜とは

新倉掘抜は近世における大水利事業としてこの地方ではよく知られているが、この事業についての歴史的研究としてまとまったものは、新倉掘抜保存会編の「北麓開発史、新倉掘抜」に収録されている故萱沼英雄氏の研究のみである。

現在富士吉田市において市史編さん事業が進行中で、その一環として市内古文書の悉皆的調査がおこなわれたが、その中には掘抜関係史料も多数含まれており、その調査に当たった者の一人として、これを機会に、それらの史料を使って、本稿において、掘抜の実像をすこしでも明確にしてゆきたいと思う。しかし、掘抜関係史料は三百点以上もあり、現在そのすべても解読し、内容を分析するに至っていないので、本稿はその一部を使った中間報告的なものにするので、恐らく今後研究が進むにつれ、加除訂正のなされることが予想されるものである。

まず新倉掘抜について簡単に紹介しておこう。新倉掘抜とは、現河口湖町船津から地中を掘り抜き、現富士吉田市新倉に至る灌漑用隧道である。

この隧道は、元禄の頃当時の領主秋元但馬守により着工されたが、工事が中断し、そのまま捨て置かれ、弘化四年（一八四七）新倉村自普請として工事が再開され、嘉永六年（一八五三）一応完成したが、工事の不備から通水がとまり、文久三年（一八六三）より再工事を開始元治二年（一八六五）完成通水に成功、それより明治末まで使用が続

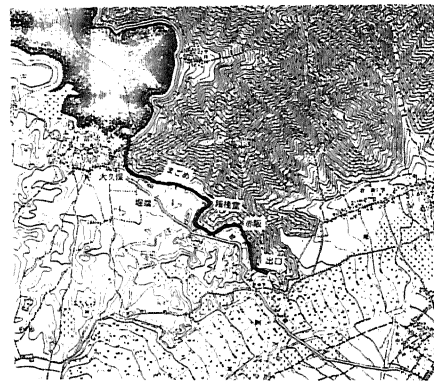
第1表 新倉村と近村との農業生産の比較概況（寛文検地帳による）

	面 積	高	一町当生産高の概数
新 倉 村	7町 7反 0畝23歩	74石 2斗 0升 3合	9.6 石
田 畑 方	32" 5" 0" 20"	172" 8" 6" 3"	5.3 "
水 掛 け	6" 0" 20"	6" 8" 8" 4"	11.3 "
下 吉 田 村	34" 3" 3" 1"	334" 0" 2" 4"	9.7 "
田 畑 方	69" 1" 1" 29"	535" 1" 8" 9"	7.7 "
水 掛 け	31" 1" 7" 19"	279" 5" 3" 4"	8.9 "
大 明 見 村	6" 1" 5" 19"	39" 0" 0" 7"	6.3 "
田 畑 方	17" 7" 7" 14"	98" 4" 2" 2"	5.5 "
水 掛 け	5" 9" 6" 3"	48" 8" 4" 1"	8.3 "
小 明 見 村	11" 6" 1" 29"	90" 1" 5" 5"	7.8 "
田 畑 方	23" 1" 5" 20"	101" 4" 7" 5"	4.4 "
水 掛 け	4" 8" 7" 24"	32"	6.5 "
上 暮 地 村	8" 0" 3" 21"	81" 1" 7"	10.1 "
田 畑 方	20" 7" 9" 03"	96" 4" 1" 8"	4.6 "
水 掛 け	6" 3" 6" 23"	52" 4" 4" 8"	8.2 "

高を見ると、面積は少ないながらも、米や水掛の収穫は他村にくらべ損えない所であったことが知られる。つまり、新倉村は、地質や気候的条件においては、近村以上に生産をあげる可能性があった所なのである。にもかかわらず畑作中心の村に甘んじていなければならなかったのは、この村水不足によるものであった。

現富士吉田市の主要水利は桂川にたよっており、その他山間の谷水、溶岩流下部よりの湧水が利用されているが、新倉村は桂川から最も遠く、しかも剣丸尾溶岩台地の上にあるため、伏流水の湧出もきわめて乏しい土地である。そこで、新倉村の人々は豊富な水利を確保し、畑田成を実現したいという強い欲求を持ったであろうことが推測される。

次に、新倉村の東南、下吉田村、松山



第1図 明治20年測量地図にしめされた新倉掘抜

けられたものである。

この元治二年の出来形帳にはおよそ次のように記されている。

船津村字水汲戸より新倉村字出口まで総延長二千四十五間、内掘抜部分千九百五十一間掘割部分九十四間、隊道内部高さ五尺五寸敷四尺、高低差三丈四尺五寸。工事に要した人足十万七千百貳拾六人、費用永七千三百八十三貫錢三百三十二文、但し、この数字は新倉村自普請による二度の工事の累計であり、秋元時代の工事は含まれていない。この隊道の位置、経路については、明治二十年（一八八七）の陸軍省陸地測量部地図に記入されているものを第一図として掲げておく。

ところで、この自普請工事を行なった旧新倉村とは、現富士吉田市の北西部で、三ツ峠の尾根に連らなる、尾垂山、嘯山などのふもとに位置し、天保二年（一八三七）の村明細帳によれば戸数二百拾四軒、人口千九拾三人村高貳百八拾五石七斗五升五合の村である。

では、次のこのていどの村がどうして単独自普請としてこの大工事に取り組む決意をしたのであろうか、さらに、秋元氏もこの工事を手掛けたであらうか、この辺の事情を少し考察して見ようと思う。

まず、新倉村の農業生産の様子について第一表を参考にして見ると、この表は現富士吉田市内の旧村で田方耕作をおこなっていた村の田畑の状況を寛文九年（一六六九）の検地帳をもとにして概略をまとめたものであるが、この表から新倉村が畑作の比率が高い村であったこと、近世において米作について、主要作物であったこの地方独特の水掛け麦についても新倉村が著るしく少ないことが知られる。そして、比較の便のため算出しておいた一町歩当りの生産

村との間には剣丸尾溶岩流による広大な原野が広がっていた。ここを開発することも新倉村の人々にとっては大きな魅力であったことであろう。では、近世において、このような溶岩原野をどのようにして開発したであろうか。

享保十六年（一七三二）に掘抜工事再開についての願書が提出されているが、その中に次のように書かれた部分がある。

水未丸尾之儀者石原ニ候得共、段々土流入次第田畑七八ヶ年程ニハ新開可罷成と乍憚奉存

また文化二年（一八〇五）の湖水掘抜覚書の中には次のような部分がある。

右丸尾かひほつ之儀者石ならし置、富士山中雪代湧水之節、土砂引入かひほつ致し候場所ニ御座候

前の引用文は、掘抜が完成すれば流末の丸尾へ流水によって土を流し入れて、開発できることを示しており、後の引用文では、丸尾の開発には、富士山の雪代による土砂を流しこんで開発していたことを示している。このように丸尾と呼ばれる溶岩原は、流水を流し込み、それに土砂を運ばせて開発していたことがわかる。そして、そのためには、春の急激な気温上昇により富士の氷雪が一気に流れ落ちる雪代が大きな役割をはたしていたことが見られるのである。ふつう雪代は田畑人家を押し流す災害として見られるが、丸尾開発にとっては大きな役割を持っていたのである。

このように、新倉村の人々にとって眼前に広がる溶岩原野の開発には、やはり豊富な流水を必要とするわけで、この面からも水への欲求は強いものがあつたと推測されるのである。さらに、溶岩原野は新倉村のみでなく、下吉田村、上暮地村、小沼村まで続くのであるから、もし、掘抜によって大量の水が得られるなら、その開発効果は相当な広範に及ぶことが予測されるので、秋元氏時代の着工はこうした広域開発を目ざしたと考えられるのである。

もう一つ掘抜の効果として考えられるのは河口湖の排水である。排水河川を持たない河口湖は時に異常に増水し、周辺を冠水させていた。これを防ぐと同時に、水位を低下させることにより、湖畔に農地を増加させることも可能に

なるのである。この点については、秋元時代にも考えられたであろうし、宝暦年間には河口村より掘抜願書が提出されているので、湖畔の人々からのこうした要望もあつたことはたしかである。

以上がなぜ新倉村の人々が掘抜に強い意欲を持ったかについての推測であるが、さらに広く見ると、新倉村に限らず、この近郷村々は米穀生産の不足を織物によって収入を得、それで米穀の買入をおこなっていたが、天保騒動時に見られるように、時に米穀値段の高騰があると、非常な生活不安に襲われるのである。こうしたことから、食糧自給率を高め生活安定を得ようとする意欲も特に幕末近くには強まったのではないかと思われる。

二 秋元時代の工事について

弘化四年の工事は、秋元時代の古穴の発見によって着工されたのであるから、秋元時代に工事が行なわれたことはたしかである。しかし、秋元時代の工事についての史料は言い伝えを書きとめたと思われるもの以外は全く発見されていない。では、掘抜工事が行なわれた弘化、嘉永の頃は史料があつたであろうか。

この頃に工事援助願や金子借用願が代官所に多数提出されているが、その冒頭部分には大体掘抜由来が記されている。この中で嘉永六年（一八五三）に提出された借用願に書かれている掘抜由来には次のように記されている。

年曆不弁御私領之頃舟津村地先湖水を専掘抜御手普請有之出来際御国替にて其係自然穴口埋居候由申伝にて養笠之助様御支配之節又ハ是迄御勘定様方両三度御模様有之其都度普請取掛り候得共穴筋に探不当其係御見合せ相成右者全偽説申伝のみと存罷在候処

これを見ると、年曆不弁私領の頃とあり、その後代官齋藤喜六郎はじめ幕府御勘定方の探索があつたが発見できず、偽説ではないかと思つていたと書かれている。こうして見ると、弘化、嘉永の頃も史料は無く、言い伝えだけであつたと思われる。他の文書の由来書もほとんど同様で、「年曆不詳、秋元但馬守御支配之節」などとなっているだけ

である。

そこで秋元時代の工事については言い伝えを現存する史料で検証して見るしかないであろう。

まず、工事の時期については、元禄年間着工説と延宝年間着工説が言い伝えられている。先の弘化、嘉永の頃の由来書には、大体元禄の頃となっているので、元禄着工の言い伝えの方が有力である。しかし、一つだけ、旧松山村の文書で「古今松山村役人鑑」というのがあり、これは松山村代々の役人名、主要事件の記録、主要文書の写しなどを書き留めたものだが、この中に次のような「夫金請取写」がある。

両夫金ほりぬき夫金

金壹分代五百四十四文 両夫金

金壹分代五百四十四文 ほりぬき夫金

右之分請取申所実正也

三木九郎右衛門

塚越次右衛門

延宝六年午十一月晦日

松山村仁兵衛

この請取に「ほりぬき夫金」とある。新倉掘抜と断定は出来ないが、恐らくそれを指しているであろう。とすれば、この時期に掘抜についての負担金を近郷村々に割り付けたということが推測できる。これが着工してからか、着工前なのか明らかなでないが、延宝の頃から掘抜についての動きがあったことを示すものであろう。

次に、言い伝えの中に、秋元時代に掘抜は穴のくいちがいにより中止されたという説と貫通したという説がある。これらの説について弘化以降の文書で検討して見ると、まず、嘉永二年四月（一八四九）の「湖水掘抜浚内目論見帳」という文書があるが、これは弘化四年から工事を開始し、大体の古穴の様子が判明した段階での測量記録であ

る。この文書の新倉側から四百間ほど入った所に「此所に掘違之穴跡有之」と記しており、秋元時代に掘違いのあったことを示している。しかし、古穴はそこで切れているのではなく、掘直して続いているのである。そして、この工事が完成に近づいていた嘉永五年（一八五二）の「湖水掘抜諸掛取調書上」の下書の中に次のように書かれている。

此新規穴々壹丈余上之方ニ古穴通七百間余有之候、是者掘損穴ニ付壹丈下江百六間掘始候様子ニ御座候

ここは古穴が崩落がはげしいため捨てて、新規穴を掘った所であるが、その部分に掘損穴があり、それより壹丈余下に掘始めてあったというのである。この文書でも掘違いはあったが、掘直されたことが記されている。では秋元時代に完成したのかどうか、これについては嘉永二年の「湖水掘抜一件連印帳」の中に

柿の木刃刃崩所も無之土砂塞り之段皆共評議いたし見申候処、鐘突堂刃焼石境ニて崩所夥多數候得者南之方江通水漏抜候而

柿の木刃土砂塞りニ相成候様ニ御座候

とある。また、嘉永三年（一八五〇）の「掘抜再歎願書」には

湖常之水底六尺出口迄凡四丈余勾配地底ニ有之穴數様子旁往昔者通水仕候儀之處字鐘突堂山尾崎丸尾境地中岩崩出来候故
通水差支候儀と相見得

とある。この両文書とも一応古穴の探索が終った時の文書で、いずれも鐘突堂附近の崩落と熔岩との接触面からの漏水を通水しなかった原因と見ているのである。

このように見てくると、秋元時代の工事は延宝の頃から計画され、測量などの作業は始まったのではないかと思われる。そして、本着工は恐らく元禄に入ってからで、途中掘損じはあったが、なんとか穴は貫通させた。しかし、軟弱地盤を掘った為の崩落と熔岩との接触面よりの漏水により十分通水せず、秋元氏国替により打捨てられたと推測されるのである。

三 弘化以前の掘抜の動き

元禄以降最も古い掘抜に関する史料は享保十六年（一七三二）の斉藤喜六郎御役所宛に差出された願状である。この文書前段は次の通りである。

乍恐書付を以奉願上候御事

一 川口村湖水新倉村之方江掘落し候得者、湖辺村々御高場水腐不仕、新倉村、下吉田村、上暮地村、小沼村四ヶ村丸尾、新開ニ可罷目録見帳并絵図面去冬拙者共指上ケ申候ニ付奉願上候（以下略）

前に引用した丸尾開発の文言はこの後に続く部分であるが、この文書は新倉、下吉田、川口の三村連名で提出され、丸尾の開発と、河口湖の冠水防止を主目的として願ひ出ている

この当時は、新倉村単独でなく、もっと広域的な事業として村よりも、役所が主体となって施工してもらいたい意向の方が強うかがえるものである。

では、この享保十六年という年に、掘抜のことが願書という形で具体化して来たのであろうか。この辺については、享保十五年（一七三〇）の新倉村新田検地帳に次のような記載が見られる。

反別合四町五反八畝貳拾叁歩

此訳

壹町六反拾九歩 新屋敷

貳町壹反貳畝歩 裏地

八反六畝貳歩 新畑

右ハ去々申流ニ付、屋敷押埋られ候者共、新屋敷へ罷出、并ニ其節山ヲ押崩し丸尾江押掛候処、畑ニ罷成候分書面之通少茂相違無御座候

これにより、享保十三年（一七二八）に山崩があり、新倉村古村と言われる現富士吉田市浅間町の一部が土砂に埋

められ、現在旭町と呼ばれる地域に新屋敷を形成し、その山崩により丸尾が埋立てられた所に新畑を開いたことが示されている。ところがこの新屋敷の地域は特に水不足の土地で、別の文書によれば、山沢の水を八町余掛樋で引いたとしてある。そこで、この新屋敷の人々が水を求め、丸尾の開発を希望し、さらに大雨による冠水を受けた川口村の人々が同調してこの願書になったのであろう。この願書の結末はどう具体的になったか不明だが、次に享保二十年（一七三五）に今度は新倉村松山村の連名で掘抜願書が提出されている。

これは松山村との連名で主として剣丸尾の開発を主目的としている。この願状では、文中に

養蚕違段々絹紬下値ニ罷成及渴命、夫食拝借仕惣百姓身命助り候

という文言があり絹紬の下落がただちに生活に影響する現状を訴え、農業開発の必要を説明している点は、産業構造の問題としておもしろい。

この願書が出された同じ月にどういうルートから話を通じたか不明だが、江戸町人から工事請負の話が出て、町人請負の形で工事着工の可能性が出てきた。次の文書は町人から新倉松山両村宛出された一札である。

一 札之事

一 前々御願被成候湖水掘割之儀尔今不相叶候段拙者共及承、相談之上内見仕、猶因此上御願被成候ニ付、拙者共一同ニ而御願申上ケ江戸表之儀随分相働可申候、弥々右之御普請所被仰付候ハバ御拝借金ハ其許へ御請取被成、諸入用委細以帳面ヲ拙者共立会仕払可申候、若又願不相叶候共入用何ニ而も掛申間敷候、殊ニ御普請出来候砌、見分ニ違損金御座候共拙者共見立仕様相目論見之上者、少も村方へ御難儀掛ケ申間敷候、為後日一札如件

享保廿年卯閏三月

江戸糺町三丁目 万屋小兵衛

同所平河町 橋屋多左衛門 ㊤

同所同断 紀伊国や佐吉 ㊤

郡内領新倉村

同 松山村

惣御願衆中

これで見ると、工費拝借のため江戸表で役所への働きかけをし、拝借金で工事をすればよい。不成功でも費用は請求しない。見積り以上の損金が出ても村方には迷惑はかけないというもので好条件の請負のようだが、これが単なる工事請負なのか、完成後の用水使用権土地の開発権などを含むのかどうか、その辺は明確でないが、新倉、松山の両村は賛成し

貴殿御見立被成方、只今迄之願ニ相違仕、百姓中不殘御尤至極申候、御見立被成方ニ存候、当村役人加判仕願上ヶ候処幾重ニも貴殿方願入候

という一札を差し出している。しかし、この請負に対し、下吉田村、上暮地村は反対の意志表示をしている。両村共桂川通の水をもって十分開発出来るので掘抜不用としているのである。上暮地村の提出した意見書の中には次のように述べられている。

拙者共開発場所ハ下吉田村下桂川ノ井溝掘割仕候得ハ、両村丸尾不殘開発出来仕^与乍恐奉存候

実際を見れば、桂川の水のどこかぬ場所もあったであろうが、恐らく費用負担などを恐れ、反対したのであろう。

この反対が主な理由となったのか、工事資金の借用がうまくゆかなかったのか、その他の理由か、この話はこれに終っている。

その後宝暦年中河口村より掘抜出願があったようであるが、この願書は見当らず、文化八年（一八一二）に下吉田村より提出された文書の中に

宝暦年中会田伊右衛門様御支配之節川口村治部掘抜奉願上候

とあるだけで詳細は不明である。また、恐らくこの出願に関係していると思われる掘抜反対意見書が上暮地村より提出されている。

ついで寛政十年（一七九八）に「湖水掘抜野帳」という記録があり、その中に

辰八月六日江戸表より松村吉蔵様竹本与兵衛様御出役被遊、湖辺并新開場所御見分被遊、同月十四日より御水盛被遊候

とあり、湖水と新倉の高低差を測量している。そして、末尾には養笠之助様御目論見という概算見積もつけられている。さらに文化二年（一八〇五）には、着工のため近郷村より金を集めたらしく、上暮地村に次のような請取が残っている。

寛

上暮地村

④ 一金三拾五両也 名主 惣右衛門

右者河口村外六ヶ村附湖水掘割御普請ニ付、寄持金致上納ニ付書面之通請取候以上

文化二丑年十二月三日 養笠之助手代

このように金を集めた形跡はあるが、その後の具体的動きを伝えるものは残っていないが、恐らく、動きは続いていたらしく、文化八年に下吉田村からやはり掘抜反対の意見書が出されている。その前段は次の通りである。

御尋ニ付以書付奉申上候

一此度巨摩郡小倉村長百姓左衛門湖水掘抜之儀願上候ニ付、差支之儀無之哉否之儀御尋ニ御座候、此段乍恐奉申上候、右湖水之儀溜井同様之儀ニ而、当村宮川通り田畑養水ニ相用候耕地多分有之、右湖水格別減水致し候節者宮川通り湧水相減し、田養水並冬水掛畑養水不足難儀仕候（以下略）

この文書で見ると、掘抜の計画は役所を主体に続いており、巨摩郡の百姓左衛門が工事請負を願ひ出たことがわかり、それに対し、溶岩流下の湧水を集めた宮川を用水とする下吉田村が、湖水の減水による宮川への湧水の減少を

理由に反対を表明しているのであるが、これまで見て来たように、この工事は、請負願出の業者も現られ、公儀も実現の方向へ動いている所を見ると、成功すればかなり魅力のある事業であったことも窺えるが、ある程度の水利をもつ村々は、工事負担を恐れて消極的であったことも窺えるのである。

この外、文化十二年（一八一五）に西湖掘抜の計画というのが出されたようだが詳細は不明である。

こうして見ると、享保以降いずれも着工には至らなかったが、掘抜への取り組みは何らかの形で、断続的につづいていたようであり、その着工できなかった理由の最大ものは、弘化以降の文書によれば、古穴の発見が出来なかったことのようなのである。

四 弘化、嘉永の工事について

掘抜工事は、弘化四年（一八四七）より新倉村自普請工事として開始されるのであるが、この着工に至るまでの経過についてすこし考察して見よう。嘉永二年に代官所に対して提出された工事援助歎願書の中に

去ル辰年以来追々村方相談仕、去々末年々百姓自普請に取懸り掘抜試験処

とあり、また、嘉永六年（一八五三）の代官所への歎願書の中には

去去年字出口と申場所山崩穴形見当り候間試験候処、全前穴筋二付、先 御支配様江御届申上、不取敢自普請取掛候

とある。この前文書の去ル辰年は弘化元年となるから、村内において、掘抜のことが話題にのぼり、その頃から古穴発見につとめていたと推測される。そして、弘化四年の春頃と推定されるが、後の文書にあるように山崩により偶然古穴が発見され、試験をし、古穴に間違いなしとの確信を得て、代官所に届出て、とりあえず自普請として着工したということになる。

しかし、古穴が発見され工事に取掛ったといっても、春からすぐ組織的計画的に工事が進められたようではなさそ

うである。弘化四年八月に「議定連印之事」という文書が出されているが、これは、工事費用が貸し付けられた場合の返済、手当金等下り渡しにあった時の使途等について、一切村役人の指示に従う旨の小前一同より村役人に提出された連印帳であり、さらに、村役人は、この連印帳を添えて、通称加賀屋と呼ばれる。奥脇左藤次に掘抜の総差配を一任し、すべてその指図に従う旨の村役人連印書を附したものである。

左藤次は、永禄十年（一五六七）に信州生嶋足嶋神社に武田氏に二心なき旨の起請文を捧げた奥秋加賀守を祖とする家と称され、当時新倉村において資産面においても家柄においても信望があり工事頭取に選ばれたのであろう。

このようにして八月頃全村あげての取り組みの体制が出来、掘抜実務を担当する世話人が選出され、諸準備がすめられたのであろう。弘化五年（一八四八）の

掘抜日記覚帳によれば、弘化五年二月四に「相談きまり其祝に酒肴樽買世話人中大きに酔」とあり、六日には「世話人ニ而掘始メ數を掘出シ、上下役人衆々御酒被下」

とあるので、組織的本格的な着工は、この弘化五年二月と見られるのである。

ところで、この着工はどうも確たる見直しや計画性をもって始められたものでなく、かなり楽観的に、古穴発見に驚喜してはじまったようである。嘉永六年の歎願書の一節に次のような一節がある。

古穴筋見当候哉否前後弁も無之、右体差はまり詰、今更発明一村難立行十方ニ暮、悲歎之余り不顧恐御歎願奉申上候

前後も考えず取掛り、今更行詰って、悲歎にくれていると訴えているのである。そして、先に掲げて「掘抜日記覚帳」の引用文のごとく、この工事のはじめの部分には酒を飲む記述がしばしば見られるのも、楽観的な気分をあらわしていると思われるのである。恐らく、古穴が発見されれば、その土を浚い出し、多少の手直しを加えればよい程度の見通しではじめたのではないであらうか、それが次第に古穴を掘り進む中に、容易ならぬ大工事となることが判明して来たのである。「掘抜日記覚帳」の嘉永元年（一八四八）の十二月廿三日の所に

此日上組世話人ニ而諸々勘定を致候所、思ひ外諸がかり大きにかゝり、世話人も目と目を見やわす計也

と工費の増大に困りきる様子が画かれている。また、嘉永二年三月には「廿四日此日上下役人ニ而西方海辺八ヶ村之所を役人手みやげを以相談申候也」とあり、河口湖畔村々への援助要請も行なわれている。このような工事の困難性と資金の不足の状況が嘉永二年の段階でかなり明確になり、嘉永二年三月には村内の一部から中止意見も出て来たようである。同年三月廿六日の所には「廿六日晚掘抜やめる、相談古村勝之進、古村中岩蔵大将ニ始メる、同廿八日晚折右衛門所ニ而又相談致し候也」とある。

こうして、工事の困難さや莫大な資金の必要が判明し、工事反対の声もあがってくる中で、なおも工事続行完成への強い意欲をかきたてたのは何であつたであろう。それは畑田成新開への大きな期待であつたであろう。嘉永元年の掘抜議定書に於ては、畑田成五十町歩、丸尾新開二十町歩余が可能と見込み、それだけの開発が出来れば、その作徳で相当の拝借金の返済可能と見ているのである。さらに、嘉永三年の歎願書に添附された絵図には掘抜よりの水路が新倉村だけでなく、下吉田村、上暮地村までの桂川より離れた地域を通り、さらに、それを延長すれば小沼村から、現都留市の加畑、平栗、薄原村までの用水として活用出来ることを示している。これらを見ると、新倉村の人々が当時この掘抜によせていた期待の大きさが推測出来、そのことが難工事に立ち向かわせた原動力となつたと思われるのである。

このような状況から、嘉永二年三年の段階から、代官所に対する工事援助に関する歎願書、資金拝借願などが頻繁に提出され、嘉永四年（一八五一）には左藤次の差配に一同従うべき事、掘抜役人の責任分担、小前一同の協力などを議定連印し、組織の引締を計つたりしているのである。

ではこの予想以上の困難は何によつて起つたのであろうか。それは、秋元時代の工事が堅い岩盤の掘抜を出来るだけ避けて、軟弱な土盤を掘つたため、崩落がはげしく、使用に耐えない所が多くあつたため、古穴を捨て、新規に掘り直す箇所が多くなつたためであろう。また、秋元時代には、途中土出し穴として斜抗を掘り、背負出していたようであるが、この工事では、垂直穴を掘り、掘り土を巻きあげて捨てる方式に変えるなどの新規工事が加わつたことによるであろう。

嘉永三年には残り百五十間を除いて、ほぼ古穴の様子を探索し終つたが、その時に、それまでに要した費用と、これから必要とする経費も書き上げ代官所に報告した「掘抜自普請諸人用遣払并掘残人足取調書上帳」という文書によれば、約八十間半は新規掘抜を必要とし、土出穴八ヶ所も新規必要としている。

そして、ほぼ完成した嘉永五年の「湖水掘抜人夫并掘割諸人用書上帳」によれば、新規掘抜箇所は四百拾七間半に及び土出穴も十一ヶ所となっている。このように、古穴を浚つて行けば行くほど、掘り直しの必要箇所がふえ、新規掘抜は、ほとんど堅岩であるため石工を備い、堅穴掘りには墨鋏を備うなどの出費が増加していったのである。

このように、比較的楽観的に取り掛つた工事も、進行するにつれ難工事であることが判明したが、取り掛つたからには完成をという意欲に引かれ、嘉永五年一応貫通させたのであるが、通水の成功を心配した代官所は、巨摩郡浅尾新田幸左衛門なる者を派遣し、通水の可否を見分させたのである。この幸左衛門は、故置沢英雄氏によれば、御岳、野呂川、笹子の隧道工事、楯無堰、二箇堰などの工事を行い、当時の土木治水の先覚者であつたようである。この幸左衛門の代官所に提出した報告書には

なかなか以村方式百軒余之自力ニ難及候得とも、通水方行届候見込有之

とその成功の可能性を報告し、村方及び役所と相談の上、「浅尾目論見」といわれる手直しの見積書を提出している。これにより嘉永五年秋より工事を行い、翌嘉永六年春通水に成功したのである。

この通水時の様子は渡辺伝兵衛の「掘抜明細帳」の中に次のように記されている。

八日（嘉永六年四月）ノ日暮六ツニ而水上候、九日ニ而正朝六ツニ出口青目迄水来候処、青目少シ高シ故掘さげ候、正七ツ時穴口迄水来候

十一日正九ツ時新田川上樋川迄来候

十二日正暮六ツ中宿迄来候

このように新倉村の中心近くまで水が流れたわけである。この結果嘉永六年の「当丑畑田成試作仕付反別並立毛附書上小前帳」によれば、この年式町四反四畝廿三步の畑田成地に試作し、その高三石五斗式升八合としている。そして嘉永五年の「新開并畑田成ニ可相成分取調帳」では、通水により畑田成二十二町一反十一畝、新開二十一町四反九畝二十四歩をあげている。

このように、一応通水試作田に成功したのであるが、これまで要した費用負担は重く村人に掛ってきたようで、嘉永六年に代官所に対して式千五百両の永年賦拝借を願ひ出ているが、その中に次のような一節がある。

七ヶ年越之普請夫食油蠟燭諸色代^キして可成丈減積^セ老人ニ付三拾五文宛、其外大石工黒鐵^セ者減賃^セ永ニ而相雇、未^ダ去子四月迄無賃人歩七万七千貳百人余永三千三拾七貫文余相掛り、当亦去十月^ノ当丑三月迄同断式万四千四百人余此永七百五拾貫文余、合永三千七百八拾七貫文余相掛り、右之内金千両余者惣百姓雜具等売払追々遣^ハ込ニ相成、其余之分者^ハ当郡過成人者勿論、國中筋駿州辺數口借財ニ相成、銘々為引^ハ当村役人惣小前持高ヲ始、末々品迄賃入いたし大金之利送り等最早疲勞致詰……

この文書の人足数や出金高は出来栄帳より多くなっており、誇張されているようであるが、永三千七百貫ほどの内千両余は村民が支出し、残りの高利の借財分を役所より永年賦で借用したいとしているのである。「掘抜借用連名帳」という文書によると、嘉永七年の段階で年貢、未納金百五拾六両壹分余、手習所備金より式拾両、百日夫食金百四拾九両などが役所よりの借用となり、村外からは境村天野家より三百両、沼津鹿嶋屋より式百両などが大口の借用金として記載されている。また、村民の負担として、「掘抜出金連名帳」という文書には最高五百拾貳両から最低五十文ま

での個別の出金高が記載され、それぞれの家に応じ精一杯の出金をしていたことが読みとれる。そして他より援助として、近村よりの助合金が湖畔村々より二百両、下吉田村貳拾貳両、その他の村々は五両宛の出金をしているが、結局最終的には氏神である浅間社の社木を四百四拾五両で売却し、負債整理に当てたようである。

五 工事の中断と文久の工事

この七ヶ年を掛けて完成させた工事は、といっても村民が工事に当ったのは先の「掘抜日記覚帳」によれば、十月末から四月までの農閑期だけのようであるが、翌嘉永七年河口湖の大減水と船津地内大久保附近の崩落により通水不能となった。この時、差配左藤次をはじめ世話人を中心とする人々は、ただちに修覆工事に取り掛る意向であったが、掘抜の前途に不安を持ち、さらに、掘抜通水による恩恵を受けにくい所に土地を持つ人々は、当時の名主役を抱きこみ、工事を失敗とし、工事中止、責任者による負債の整理、工事中の工費支出の不正などを言い立て、さらに、その頃百姓代に永島元長を選出したことへの異議申し立などをおこない、村をあげての訴訟事件が起った。この対立は、一時非常にはげしくなり、工事反対派は、工事の重立の者を村八分とし、その資産を身代限りにするということもおこなわれたりしたが、安政二年（一八五五）谷村及び船津村より立入人が出て双方和解内済が成立した。その条件は、工費支出不正は取調べた所無いことが判明した。負債整理は双方の言い分を入れ、村役人において仕法立をし、双方それに従う。元長は百姓代を退役し、年寄肩書で掘抜世話に当る。工事は全村和融し継続する。というようなものであった。

ここで、これから掘抜に深くかかわってゆく永島元長について簡単にふれると、家譜によれば、永島家は元長の三代前に相模より新倉に移住した家で、代々医を業とし、元長の父安竜は名医として声望が高く、村内は勿論近郷村々からも信頼された人物とされる。この掘抜の事が起ると、安竜は種々それに助言や財政的援助は与えたようである

が、役職にはつかず、家督は長子元長に継がせ、自分は、谷村へ隠居した。嘉永六年の頃、恐らく掘抜の負債整理が重要課題となってくると、この長島家の医師としての信頼と広い人脈が、このような課題には重要になって来たのであろう。そのため、元長への百姓代就任要請があったと推測される。しかし、反対派の人々より永島家は移住者であり、村役人就任は旧例を破るという批判が出されたのである。

訴訟事件の内済によって、工事継続の方針は決まったのであるが、負債整理、村内の和融などのため工事は中断のまま年月が経過したが、文久二年（一八六一）掘抜工事を再開すべきか否かの両論を決着すべく、代官内海多次郎の見分決裁を仰いだのである。その結果文久二年七月に次のような「掘抜自普請御請連印帳」が提出され工事再開が決定された。

一 当村掘抜自普請之義村方及困窮、且人氣区ニ相成近來休廢罷在候処 御代官様御見分被為在右場所通水之上者畑田成新開等多分之御国益ニ付、冥加之ため此上相励出来相成候様可仕旨被 仰渡之趣一同難有承知奉畏候、然ル上者右自普請仕法之義、如何様ニも御役所御差図相守候義者勿論、重立世話いたし候もの見込之趣聊違背不致、当節より取懸出精可仕候依之小前村役人一同御請書差上申処、如件

文久二年戊年七月

都留郡新倉村

（以下小前連印）

この工事再開に際し、元長は三百両を拠出している。次の文書が拠出の文書である。

乍恐以書付奉申上候

一金三百両也

右者新倉村年寄元長村役人一同奉申上候、当村掘抜自普請之義、近來人氣区ニ相成休廢罷在候処、今般 御代官様厚御教諭ヲ以村方一同和熟行届、普請取掛候ニ付而者元長義為冥加加之、右入用之内書面金三百両差加度村役人江願出候ニ付、村方

評義之上右金元長手許江差置、入用次第受取遣払候積決着仕候間、此段御聞置被成下置度、依之御書付奉申上候、以上

文久二戊年七月

当御預書

上新倉村

内海多次郎

年寄 元 長

谷村御役所

村役人惣代

名主 藤右衛門

同 甚五右衛門

この文書で見れば、掘抜再開が決まり、そこへ元長が三百両出したことになるが、実際は元長の申し出が先で、賛否の調整を計るため代官決済をうけたという順序ではないかと思われる。

また、再開に当って工事費用については、文久二年十一月に代官所に差し出された文書には次の様に書かれている。

村方小前進々困窮いたし難及自力ニ付、一村示談之上御国益筋為冥加之、右普請元長外一人一手ニ引受、村方出金等不相掛出来相成候様取計候管取極、依而當節々普請取掛り出精仕候間、此段御聞置被成下度：

とあり、村方より出金せず、元長と外一名、これは佐藤次であるが、費用一切の面倒を見るとしているのである。この文書は、工事完成後の動きを見ると、完成通水までの資金一切の面倒は両名が取計り、通水により開田成功後、その収益より返却するという方式の提案のようである。

こうして、元長、佐藤次が差配となり、再開工事を開始するわけであるが、元長等はこの再開工事をどの程度に見積っていたであろうか、文久二年の「掘抜自普請仕様帳」によると、崩落した大久保附近に新穴を掘り、他は掘り下げと拡張を行ない、工費合計六百六拾九兩貳分貳朱永百貳拾三文八分となっている。この見積からすれば、工費の工面もそう困難ではなかったであろう。ところが、工事のための調査が進んだ着工直前の文久三年（一八六三）正月の

「掘抜自普請ヶ所渡方仕様帳」によると新規掘廻し箇所が百九拾貳間から貳百六拾間半に増し、工費も九百七貫貳拾五文貳分壹厘九毛と増加している。

当時の技術水準として、この十分な見積ができないということがあって、この資金力の乏しい自普請工事においては色々な問題を生み出す元になったであろう。この文久の工事も、着工決定時と本着工時でこれだけの差ができ、完成時においては実に永三千五百六十八貫余の巨額の出費となったのである。もともとこの工事の頃は幕末期で物価の変動が大きかったことも大きく作用しているであろう。弘化、嘉永の工事では人足一人三拾五文で計算されているが、文久の工事では八拾三文となっている。

最初の見積を大きく上廻る難工事となったのであるが、文久三年春に着工元治二年（一八六五）四月までにこの工事は完成通水を見たのである。前に触れたように、村民の動員は農閑期のみであるので、かなり能率よく仕事を運んだのであろう。これは、元長が各世話人ごとに組をつくり、工区を割り当てて請負せるという方法をとったこと。越中の国から優秀な石工を呼び、それに請負させたことなどによるとも推測される。次に工事資金の問題であるが、当初見積を大きく上廻る資金の手当として、元長、佐藤次共田畑を抵当として借用もしているが、特色のあるものとして、多くの無尽の組織がある。近世には金融組織として無尽は「いぶん」活用されたようであるが、元長は、掘抜資金としてこれを活用したようである。その最大のもは、掘抜完成の元治二年に立てられた「報徳万積講」である。この無尽は一会の掛金総額千貳百両、年二会で十二年満会、総額二万八千八百両に及ぶ大型無尽で、会主は新倉村名主以下新倉村役人全員、世話人は現富士吉田地域の村々及び河口湖畔村々山中 忍野 小沼の各村より一名ずつを立てている。会員には、こうした村々の有力者はほとんど網羅され、金井の桂林寺なども加入しており、遠くは御殿場からの加入者もある。新倉村の有力者も加入しているのは勿論であるが、村持として、村全体としても一口加入している。

これらの無尽は個人名で加入しているものであっても、その掛金は村民に割り当て出金し、落札の時の質地は、村の責任において誰かに提供してもらう方式を取ったようである。元治元年に次のような「対談議定書」が取り替されている。

対談議定書之事

一 当村掘抜自普請入用金多分相嵩、差当り当惑いたし候間、別段仕法ヲ以無尽相企、ロ々相成罷在夫々分配入質いたし置候得共、内金千三百両壹口質地之儀ハ、役人一同勝手宜敷ニ付、両組名主より村高を以元長・甚五右衛門入質いたし、夫より惣連衆江入置候事、年々二会掛金合而金百貳拾五両、村方仕法ヲ以名主手元江取立、右両人江相渡可申者勿論、其外何様六ヶ數義出来候共、連印一同之事ニ御座候間、其時々之当役者ハ勿論、連印一同実意ニ取付可申管取極メ申候、依之対談議定、仍而如件
元治元年丑五月

（村役人連印）



結局見積を大巾に越えた出費は、このように無尽という形で村全体で掛金を出し、落札金で工費を賄って行ったことが見られる。こういう無尽による金融を活用したのは一つの特色のある方法と思われるが、大型の無尽を広域にわたって組織し得たのは、元長の広い人脈と信頼関係に負う所が大きかったであろう。

元治二年（一八六五）の通後、水路の延長整備がおこなわれ、慶応二年（一八六六）の「掘抜通水新田反別取調書上帳」によれば、この年畑田成六町五反七畝拾五歩、新開田四町六反三畝廿五歩、合計拾壹町貳反貳畝拾歩の成果を上げたのである。新しく田の形成された字名

は第2図に示した通りである。

六 おわりに

この掘抜工事は、通水開田成功後も穴の補修、水路の延長など工事も続けられ、また、負債の整理の方法、会計の問題をめぐっての訴訟などいくつかの問題をかかえ、明治二十年頃まで、問題は続くわけであるが、本稿においては、一応元治二年の通水までの歴史的経過を概観することをもって終りたいと思うが、この工事は膨大な富士の伏流水と、それを貯水する大湖を持ちながら、火山性の地質なるが故に、農業開発のための用水確保ということが、いかに困難であったか、そして、近世のこの地方の農民たちが、いかにその困難の克服のために強い意欲をもって立ち向かったかを物語るものである。そして、特に弘化以降の工事は、それをほとんど単村によって成し遂げたという点は、当時の人々の農業開発への強い意欲、資金繰りに悩まされつづけ、堅岩の掘削に苦しみながら、とにかく完成させた事業への力量を現わしており、このような農村の発展へのエネルギーが、明治以降の近代国家を支えるものになっていたのであることを推測させるものである。

参考文献

年代	題名	内容	所蔵家	享保二十年	一札之事	請負い依頼	旭町自治会
寛文九年	新倉村水帳		渡辺 茂家	"	乍恐以書付奉願上候御事		"
享保十五年	西丸尾新屋敷並に新畑水帳		渡辺 藤司家	"	差上申一札之事		上暮地自治会
享保十六年	乍恐書付を以て奉願上候御事	掘抜願書	萱沼 巧弥家	"	"		"
享保二十年	一札之事	請負い願	旭町自治会	"	"		渡辺 茂家

明和四年	乍恐以書付御覧申上候		上暮地自治会	嘉永元年起	掘抜明細帳		永島 浪江家
寛政十年	湖水掘抜御水盛野帳		奥脇 孟之家	" 二年	湖水掘抜内浚目論見帳		奥脇 孟之家
	掘抜測量		奥脇 孟之家		古穴測量と見積り		奥脇 孟之家
文化二年	湖水掘抜覚書		渡辺 綱夫家	"	湖水掘抜一件連印帳		渡辺 文邦家
	"				拝借金につき議定		
"	覚	掘抜持ち寄り金請取	上暮地自治会	"	乍恐以書付奉願上候		"
" 十二年	御尋に付以書付奉申上候		渡辺 綱夫家	" 三年	上候 拝借願		旭町自治会
"	掘抜に付き意見				掘抜一件御願連印帳		奥脇 孟之家
"	乍恐書付を以奉申上候			"	拝借連印		奥脇 孟之家
"	西湖掘抜に付き意見		渡辺 常迪家	"	掘抜自普請諸入用遣払併人足取調 工事見積		奥脇 晴男家
天保二年	新倉村明細帳			"	湖水掘抜自普請議定連印		渡辺 文邦家
弘化三年	松山村役人鑑		早川 勇家	" 四年	工事仕法につき議定		
" 四年	掘抜一件連印帳		渡辺 文邦家	" 五年	湖水掘抜自普請遣払取調帳		奥脇 孟之家
" 五年	掘抜議定之事			"	工事費用取調		
"	"			"	湖水掘抜跡切広目論見帳		"
"	掘抜日記覚帳			" 六年	仕上げ工事見積		
"	工事日記			"	畑田成新開場所見入又刈収		

	調 新開予定	永島 浪江家		掘抜工事再開請書	〃
〃	湖水掘抜自普請仕方浚出来 栄帳 完成届	奥脇 孟之家	〃	掘抜自普請仕様帳 工事見積	奥脇 孟之家
〃	新倉掘抜御願書 拝借金願	渡辺 文邦家	〃	乍恐以書付奉申上候 掘抜費用の出金方	渡辺 葉子家
〃 七年	掘拔出金連名帳 出金高書上	永島 浪江家	〃	差上申一札之事 拝借金割付請書	渡辺 偉直家
〃	掘抜借用金連名帳 借用金書上	〃	〃 三年	掘抜自普請渡方仕様帳 工事見積	永島 浪江家
〃	畑田成新開場書上帳 通水新開予定	〃	〃	相渡申議定一札之事 越中職人請負契約	渡辺 葉子家
〃	乍恐以書付奉願上候 掘抜反对者取調願	奥脇 孟之家	元治元年	対談議定一札之事 無尽計画	〃
安政二年	差上申済口証文之事 掘抜反对者訴訟済口	旭町自治会	〃 二年	湖水掘抜自普請出来形帳 完成届	永島 浪江家
〃	差上申対談一札之事 社木売払契約	新町自治会	〃	報徳萬積講議定 掘抜日記	大友 セイ家
安政三年	乍恐以書付御訴訟奉申上候 掘抜勘定不正訴訟	永島 浪江家	慶応二年	掘抜通水新田反別取調帳 新開地取調	永島 浪江家
文久二年	掘抜自普請御請連印帳				〃